

石恋ファミリー会員規約

(名称)

第1条 この会の名称は、石恋ファミリー(以下、本会)と称する。

(目的)

第2条 本会は、石巻に恋しちゃった♡(以下、石恋)に関心を寄せる方々に対し、復興の様子、四季折々の魅力、イベント、観光、物産等の地域情報を広く発信し、石恋の開催を支援することで石恋の趣旨を達成することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、
宮城県石巻市穀町 12-18 石巻駅前ビル 4F 石巻復興支援ネットワーク内に置く。

(会員)

第4条 この規約において「会員」とは、本会の目的に賛同し、この規約を承諾し、次条に規定する入会手続を完了した者とする。

(入会手続)

第5条 本会に入会を希望する者(以下「入会希望者」という。)は、入会申込書を事務局に提出して入会の手続を行うものとする。

2 入会希望者は、入会の申込みにあたり、次に掲げる事項に同意するものとする。

(1) 事務局が会員の住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人を特定するために必要な情報(以下「会員の個人情報」という。)を名簿に登録すること。

(2) 本会の運営上必要な場合に限り、管理者が会員の個人情報を利用すること。

3 事務局は、次に掲げる事由に該当する場合は、入会を拒否することができる。

(1) 入会申込みに当たり記入した内容に虚偽の記載があった場合

(2) 入会を承認しない正当な事由がある場合

(3) 入会希望者が暴力団若しくは暴力団関係の構成員であり、又は宗教団体への勧誘活動若しくは違法な販売活動を行う者である場合

4 事務局は第1項の入会申込書を受理した際は、速やかに審査を行い、申込みを適正と認める場合は、当該入会希望者に対して、会員証を発行するものとする。

(入会金及び会費)

第6条 本会の入会金は無料、年会費は 5,000 円以上とする。

(1) 期間は 4 月～翌年 3 月までの 1 年間とする。

(2) 会費の納入方法は、現金または銀行振込にて、継続を希望する会員は 3 月末日までに次年度の年会費を納入するものとする。

<振込口座>

ゆうちょ銀行から振り込む場合

銀行名：ゆうちょ銀行 記号番号 18110

口座番号：普通預金 1338091

口座名義：特定非営利活動法人石巻復興支援ネットワーク
トクヒ) イシノマキフッコウシエンネットワーク

他の金融機関から振り込む場合

銀行名：ゆうちょ銀行 八一八支店 店番 818

口座番号：普通預金 0133809

口座名義：特定非営利活動法人石巻復興支援ネットワーク
トクヒ) イシノマキフッコウシエンネットワーク

(事業)

第7条 本会は、第2条の目的を達成するため、会員に対する情報の提供、サービスの設定その他必要な事業を行うこととします。

(禁止行為)

第8条 会員は、本会が提供するサービスの利用に際し、次の行為を行ってはなりません。

(1) 他の利用者、第三者若しくは本会の著作権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為

(2) 他の会員、第三者若しくは本会を誹謗中傷する行為又は本会の運営を妨げる行為

(3) 事実と反する情報又は公序良俗に反し、若しくはそのおそれのある情報を他の会員若しくは第三者に対して提供する行為

(4) 選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為

(5) 事務局の承諾なく本会の情報若しくは本会が発信する情報を用いた営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為

(6) その他、法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為

(会員の届出義務等)

第9条 会員は、会員の個人情報その他入会申込書の記載内容に変更が生じた場合又は退会する場合は、事務局に対して速やかに変更の届出又は退会の手続を行うこととする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が事務局に対して退会届を提出した際は、当該会員は、会員資格を喪失するものとする。

2 事務局は、会員が次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認められる場合、当該会員の会員資格を取り消すことができる。

(1) 第8条の各号に掲げる行為を行った場合。

(2) 入会申込書に虚偽の記載があった場合。

(3) 会員証を他者に転売、貸与又は譲渡した場合。

(4) 前3号に掲げるもののほか、事務局が会員として不適当であると判断した場合。

(損害賠償)

第11条 事務局は、本会の運営によって生じた会員の損害、会員同士又は会員と第三者との間で生じた問題及び損害等全てに対し、いかなる責任も負わず、一切の賠償をする義務を負わないものとする。

(個人情報)

第12条 事務局は、本会の運営上必要な場合を除き、会員の個人情報を利用し、又は第三者に提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(規約の変更)

第13条 事務局は、本会の運営上必要が生じ、規約を変更した場合は、ホームページへの掲載等の方法により、会員に対して当該部分の変更内容を周知することとします。

附 則

この規約は、平成26年2月8日から施行する。